

優遇制度一覧（R8. 1. 1～R8. 12. 31）

- ・静岡県では、企業の皆様の設備投資形態に合わせて、様々な優遇制度を御用意しています。
- ・令和8年1月1日に補助率・限度額等を一部改正します（NO. 6 除く）。詳細は、各制度のページを御参照ください。
- ・また、用地取得日又は事業着手（建物契約又は機械発注）日のいずれか早い日の前までに「事前着手届」の提出が必要となりましたので、御注意ください。

※NO. 6 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金は変更なし

NO	制度名	投資形態	主な補助要件				補助対象 経費	補助率		補助限度額		問合せ先
			対象業種	設備 投資額	県内 雇用増	その他		県内	県内 初進出	県内	県内 初進出	
1	新規産業立地事業費補助金	・工場等の新築、増築 ・中古工場等の取得	・製造業 ・植物工場 ・研究所 ・物流施設	5 億円 以上 研究所は 1 億円 以上	1 人 以上	・流通加工用設備の設置(物流施設) ・研究員 5 人以上(研究所) ・床面積 200 ㎡以上(研究所)	・建物建設費 ・機械設備購入費	最大 7 %	最大 15 %	最大 7 億円	最大 15 億円	静岡県 企業立地推進課
2	地域産業立地事業費補助金 （※一部市町のみ対象）	土地取得を伴う ・工場等の新築 ・中古工場等の取得	・製造業 ・植物工場 ・研究所 ・物流施設 ※7/1以降業対象外	—	1 人 以上	・用地取得 1, 000 ㎡以上 ・当該施設の従業員数 10 人以上 ・流通加工用設備の設置(物流施設) ・研究員 5 人以上(研究所) ・床面積 200 ㎡以上(研究所) ・その他、立地先市町が定める要件	・土地購入費 ・新規雇用	最大 40 %		最大 4 億円		各市町 企業誘致担当課
3	県内立地工場等事業継続 事業費補助金	BCP 計画に基づく 地震被害想定区域等からの 移転	・製造業 ・植物工場 ・研究所 ・物流施設	5 億円 以上 研究所は 1 億円 以上	維持	・事業継続計画(BCP)の策定 ・当該施設の従業員数 1 人以上 ・流通加工用設備の設置(物流施設) ・研究員 1 人以上(研究所) ・床面積 200 ㎡以上(研究所)	・建物建設費 ・機械設備購入費	5 %		5 億円		静岡県 企業立地推進課
4	県内立地工場等事業継続強化 事業費補助金 （※一部市町のみ対象）	同上	・製造業 ・植物工場 ・研究所 ・物流施設 ※7/1以降業対象外	—	維持	・事業継続計画(BCP)の策定 ・用地取得 1, 000 ㎡以上(研究所を除く) ・当該施設の従業員数 1 人以上 ・流通加工用設備の設置(物流施設) ・研究員 1 人以上(研究所) ・床面積 200 ㎡以上(研究所)	・土地購入費 ・新規雇用	最大 20 %		最大 2 億円		各市町 企業誘致担当課
5	物流業立地事業費補助金 （※一部市町のみ対象）	施設設置者が土地を取得し 物流施設を建設して、 物流企業に賃貸	・物流施設	10 億円 以上 5 億円 以上	物流企業 1 人以上 物流企業 10 人以上	・用地取得 1, 000 ㎡以上 ・流通加工用設備の設置 ・当該施設の従業員数 10 人以上 ・賃貸借契約 10 年以上	・土地購入費 ・建物建設費 ・機械設備購入費 ・新規雇用	土地購入費 最大 15 % 建物及び機械 5 %		土地購入費 最大 1. 5 億円 建物及び機械 最大 5 億円 新規雇用 25 万円／人		静岡県 企業立地推進課
6	原子力発電施設等周辺地域 企業立地支援事業費補助金	浜岡原子力発電所の周辺 地域における事業所の新 増設	・製造業等	—	3 人 以上	・電力の新規又は増加の契約	・電気料金	対象地域、契約電気量、 支払電気料による				静岡県 企業立地推進課